平成２６年（フ）第１４４４号
札幌市西区八軒２条西２丁目９番10号　大丸マンション３号
債務者　澤田　公太
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５１０号
札幌市北区新川１条５丁目１番37―101号
債務者　橋本　哲也
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５１５号
札幌市白石区本通６丁目北１番14号　ハイツかたひらＡ号
債務者　田中　義晴
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３２号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目２番10号　下宿屋つきさっぷ
債務者　小松　貴志
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
北海道檜山郡江差町字越前町251番地の１
債務者　塚本　春美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２６年（フ）第１１２号
千葉県大網白里市季美の森南１丁目24番地３
債務者　渡邊ちえみ
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１２４号
千葉県山武郡九十九里町西野633番地２
債務者　石井喜美子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
千葉県旭市三川6693番地11
債務者　川松スーサンこと　ジャヤウェラスーサン　ラバディア
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２２２号
静岡県沼津市新宿町５番地の１　コンフォルトハイツ402号室
債務者　清水　千尋（旧姓白樫）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
静岡県伊豆の国市長岡409番地の８　青葉荘２Ｃ号
債務者　佐藤　　進
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５４号
静岡県富士市浅間本町１番24号　ロイヤルタウン浅間206号
債務者　千須和美智子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６８８号
堺市北区長曽根町1179番地６　長曽根団地３棟204号
債務者　小西　絹代
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
山口県宇部市西梶返２丁目４番17―２号、申立時の住所山口県宇部市西梶返２丁目４番17―３号
債務者　洲村　　誠
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１６号
山口県宇部市西梶返２丁目４番17―２号、申立時の住所山口県宇部市西梶返２丁目４番17―３号
債務者　洲村恵美子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第２３０号
沖縄県那覇市銘苅２丁目６番10号　ベルフォーレｉｅｋｏｓＡ―101
債務者　西原みゆき（旧姓新良）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２２９号
岩手県岩手郡岩手町大字五日市第９地割84番地40
債務者　久慈　　学
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６４号
新潟県妙高市関川町１丁目15番44号
債務者　稲葉　　修
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで　新潟地方裁判所高田支部